

議事の概要（又は詳細）

【書面開催の方法】

令和6年3月14日 資料を郵送にて全委員へ送付

3月28日 各委員から「質問・意見書」の提出

【議事】

令和6年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について
事務局から報告（書面）し、質問・意見をいただいた。

【委員からの意見及び事務局からの回答】

1 令和6年度国民健康保険事業特別会計予算（案）

(1) 質問

ア 世帯主の国籍別割合について

《事務局回答》

外国籍加入者割合（令和6年3月19日時点）を提示。

イ 県の方針に基づいて保険税率及び税額を改定しているものの、被保険者の経済的負担は大きい。もう少し国民健康保険財政調整基金からの繰入金を使用することはできないのか。

《事務局回答》

被保険者への急激な保険税負担とならないよう、保険税率及び税額の改定を行った。基金繰入金を増とした場合は、一時的に保険税負担を軽減できるものの、翌年度以降に急激な負担となることも懸念される。令和6年度の基金繰入金は適切と考える。

(2) 意見

ア 令和6年10月に予定されている51～100人の中小企業に対する社会保険の適用拡大についても織込まれている。

被保険者数の減少も一定程度想定され歳入減への対応を求められている中、適切に措置されていると考える。

イ 現状をふまえて予算が計画されているものと思う。

2 国民健康保険制度の改正関係

(1) 質問

ア 3月25日の本会議において提出された「国の責任において国民健康保険制度の財政支援措置を求める意見書」につい

ての事務局としての対応について

《事務局回答》

令和6年2月19日付事務連絡、総合政策部長からの「令和7年度に向けた国・県に対する重点要望事項について（照会）」に対し、国民健康保険制度の構造的な課題に対し、国において抜本的な改革を行うこと、国庫負担割合の引上げ等、国保財政基盤の拡充及び強化を実施することを要望事項として提出した。

イ 軽減判定所得の見直しについて、神奈川県各市町村又は他都道府県の市町村で、税制大綱と異なった算定をしている市町村があるか。2割軽減、5割軽減の引上げ幅を独自に広げるべき。

《事務局回答》

軽減判定所得の算定は、法に基づくため、各市区町村で異なった算定方法を行うことはない。今回、軽減判定所得が引上げられたことにより、軽減対象額が拡大し、2割軽減及び5割軽減の対象幅も拡大することとなった。

(2) 意見

ア 課税限度額引上げは高所得に対する処置で仕方ないと思われるが、他の市町村とのバランスを考え、調整が必要と感じた。

イ 課税限度額の引き上げはやむを得ないと思う。

ウ 国の責任においてさらなる財政支援措置を講じること。また、より公平かつ健全な医療保険制度の実施のために国民健康保険制度の構造的な課題の改善を含めた見直しについて国において必要な措置を講じることが要望又は意見する。

3 令和6年度事業運営について

(1) 意見

ア 地方税共通納税システムについては、被保険者が納付方法を選択することができ利便性が増え良い事と思う。

イ システム導入に伴うトラブルがあることとは思いますが、今後の利便性からは着実に導入を進めていくことが重要と思う。